

資 料 編

1	防災活動体制に関する資料	1
1－1	関係機関連絡先	1
1－2	郡上市国民保護協議会条例	5
1－3	郡上市国民保護対策本部及び郡上市緊急対処事態対策本部条例	6
1－4	動員体制（武力攻撃事態・緊急対処事態）	7
1－5	市対策本部の構成・組織・事務分担等	8
1	構 成	8
2	組 織	9
3	組織及び任務分担	9
2	市の地理的、社会的特長に関する資料	16
2－1	月別平均気温（令和3年）	16
2－2	月別降水量（令和3年）	16
2－3	土地利用状況	16
2－4	阿多岐ダムの概要	17
2－5	観光地点別観光客数（延べ人数）	17
2－6	郡上市水道施設整備状況	18
2－7	危険物製造所等地区別設置状況	18
2－8	隣接県の原子力事業所	19
3	輸送に関する資料	21
3－1	鉄 道	21
3－2	バ ス	21
3－3	郡上市交通網図（自動車道・国道・鉄道）	23

1 防災活動体制に関する資料

1-1 関係機関連絡先

1 市

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X
郡 上 市 役 所	八幡町島谷 228	67-1121	67-1711
郡 上 市 役 所 建 設 部	八幡町初音 1727-2	67-1836	65-3825
郡 上 市 大 和 振 興 事 務 所	大和町徳永 585	88-2211	88-4351
郡 上 市 白 鳥 振 興 事 務 所	白鳥町白鳥 38-1	82-3111	82-3117
郡 上 市 高 鷺 振 興 事 務 所	高鷺町大鷺 2349-1	72-5111	72-5116
郡 上 市 美 並 振 興 事 務 所	美並町白山 725-3	79-3111	79-2986
郡 上 市 明 宝 振 興 事 務 所	明宝二間手 606-1	87-2211	87-2386
郡 上 市 和 良 振 興 事 務 所	和良町沢 882	77-2211	77-2547
郡 上 市 教 育 委 員 会	八幡町島谷 207-1	67-1123	65-2584

2 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X
郡 上 市 消 防 本 部	八幡町小野 4-4-1	67-0119	67-1215
郡 上 中 消 防 署	八幡町小野 4-4-1	67-1236	67-1215
郡 上 北 消 防 署	白鳥町為真 1187-1	82-5119	82-5118
郡 上 中 消 防 署 南 出 張 所	美並町白山 423-1	79-3999	79-3977
郡 上 中 消 防 署 東 詰 所	和良町沢 882	77-5119	77-5120

3 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X
郡 上 警 察 署	八幡町中坪3-3-1	67-0110(代)	65-6619
郡上警察署口明方警察官駐在所	八幡町初納1368-2	62-2001	62-2001
郡上警察署西和良警察官駐在所	八幡町美山2306	68-2013	68-2013
郡上警察署大和警察官駐在所	大和町剣82-1	88-3218	88-3218
郡 上 警 察 署 白 鳥 交 番	白鳥町為真1187-9	82-2110	82-2110
郡上警察署牛道警察官駐在所	白鳥町中西584-6	84-1048	84-1048
郡上警察署高鷺警察官駐在所	高鷺町大鷺2053-9	72-5014	72-5014
郡上警察署美並警察官駐在所	美並町白山423-2	79-2145	79-2145
郡上警察署明宝警察官駐在所	明宝二間手357-1	87-2100	87-2100
郡上警察署和良警察官駐在所	和良町沢1028-10	77-2054	77-2054

4 指定地方行政機関及びその出先機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X
岐 阜 八 幡 公 共 職 業 安 定 所	八幡町有坂 1209-2	65-3108	65-3107
岐 阜 八 幡 労 働 基 準 監 督 署	八幡町有坂 1209-2	65-2101	65-2102
岐 阜 地 方 法 務 局 八 幡 支 局	八幡町有坂 1209-2	67-1411	
東 海 農 政 局 岐 阜 農 政 事 務 所 地 域 第 3 課	中津川市茄子川 1646-20	(0573)68-3838	(0573)68-3836
岐 阜 国 道 事 務 所	岐阜市茜部本郷 1-36-1	(058)271-9811	(058)271-9769
岐阜国道事務所八幡維持出張所	八幡町稻成 525-1	65-3938	65-4125
岐 阜 地 方 気 象 台	岐阜市加納二之丸 6	(058)271-4107	(058)274-3352
岐 阜 森 林 管 理 署	下呂市小坂町大島 1643-2	050-3160-6090	(0576)62-2503
飛 騨 森 林 管 理 署	高山市西之一色町 3-747-3	050-3160-6085	(0577)34-8932

5 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	内 線
陸上自衛隊第10師団第35普通科連隊	愛知県名古屋守山区守山 3-12-1	(052)791-2191	昼 4821 夜 4509
航 空 自 衛 隊 岐 阜 基 地	愛知県各務原市那加官有地無番地	(058)382-1101	昼 2682 夜 2225
航 空 自 衛 隊 小 牧 基 地	愛知県小牧市春日寺 1-1	(0568)76-2191	昼 4038 4032 夜 4017

6 県の機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X
岐 阜 県 危 機 管 理 政 策 課 消 防 課 ・ 防 災 課	岐阜市藪田南 2-1-1	(058)272-1111(代)	(058)271-4119
岐阜県災害情報集約センター	岐阜市藪田南 2-1-1	(058)272-1034	(058)275-7375
岐 阜 県 防 災 交 流 セ ン タ ー	岐阜市下奈良 3-11-6	(058)277-5380	(058)277-5385
岐 阜 県 広 域 防 災 セ ン タ ー	各務原市川島小網町少林寺 2151	(0586)89-4192	(0586)89-4193
岐 阜 県 健 康 福 祉 政 策 課	岐阜市藪田南 2-1-1	(058)272-1111(代)	(058)271-5724
中 濃 県 事 務 所	美濃市生櫛 1612-2	(0575)33-4011(代)	(0575)35-1492
中 濃 県 事 務 所 郡 上 市 駐 在 所	八幡町初音 1727-2	67-1111(代)	65-6440
郡 上 土 木 事 務 所	八幡町初音 1727-2	67-1111(代)	65-4966
郡 上 農 林 事 務 所	八幡町初音 1727-2	67-1111(代)	67-0961
関 保 健 所 郡 上 セ ン タ ー	八幡町初音 1727-2	67-1111(代)	65-6176

7 指定公共機関

会 社 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X
N T T 西 日 本 株 式 会 社 岐 阜 支 店 (災 害 対 策 室)	岐阜市加納花ノ木町65	(058)275-1822	(058)275-1794
中部電力パワーグリッド株式会社 八 幡 サ ー ビ ス ス テ ー シ ョ ン	八幡町小野3-2-4	0120-985-932	65-3646
北陸電力株式会社奥越営業所	福井県大野市弥生町1	(0779)66-4478	
日本赤十字社岐阜県支部郡上地区	八幡町島谷228	67-1834	66-0157
郡 上 八 幡 郵 便 局	八幡町島谷776-1	65-2002	65-6105
大 和 郵 便 局	大和町徳永145-2	88-3000	88-2342
白 鳥 郵 便 局	白鳥町白鳥191-1	82-3600	82-4380
高 鷲 郵 便 局	高鷲町大鷲743-2	72-5252	72-6328
美 並 郵 便 局	美並町白山1762	79-2500	79-2342
明 宝 郵 便 局	明宝畑佐298	87-2031	87-2342
和 良 郵 便 局	和良町沢996-5	77-2131	77-2351

8 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
株 式 会 社 白 鳥 交 通	白鳥町中津屋226-1	82-5081
有 限 会 社 八 幡 観 光 バ ス	八幡町小野487-1	67-0577
岐 阜 乗 合 自 動 車 株 式 会 社	岐阜市九重町4-20	(058)266-8822
長 良 川 鉄 道 株 式 会 社	関市元重町74-1	(0575)23-3921
長良川鉄道株式会社郡上八幡駅	八幡町城南町188-54	65-2260
長良川鉄道株式会社美濃白鳥駅	白鳥町白鳥160-30	82-2038

9 清掃機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
郡 上 ク リ ー ン セ ン タ ー	八幡町有坂148-5	66-2366
郡 上 環 境 衛 生 セ ン タ ー	八幡町吉野1532	63-2257
郡 上 北 部 ク リ ー ン セ ン タ ー	白鳥町二日町1534	82-6363

10 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

団 体 名	所 在 地	電 話 番 号
郡 上 市 医 師 会	八幡町島谷1265-5	65-2111
岐 阜 県 薬 剤 師 会 郡 上 支 部 (八 幡 薬 局)	八幡町島谷1311-24	65-3235
郡上歯科医師会(俊歯科医院)	八幡町小野4-1-3	66-0186
めぐみの農協郡上支店	八幡町小野6-5-15	66-0011
めぐみの農協大和支店	大和町剣404-1	88-2222
めぐみの農協白鳥支店	白鳥町為真445-1	82-6300
めぐみの農協高鷲支店	高鷲町大鷲811-9	72-5121
めぐみの農協美並支店	美並町白山837-4	79-2011

めぐみの農協明宝支店	明宝二間手222-1	87-2331
めぐみの農協和良支店	和良町沢991-2	77-2331
郡上森林組合	八幡町稲成525-7	67-1133
郡上森林組合大和出張所	大和町徳永585	88-3191
郡上森林組合白鳥出張所	白鳥町向小駄良717-1	82-2000
郡上森林組合高鷺出張所	高鷺町大鷺2558-1	72-5119
郡上森林組合美並出張所	美並町白山725-3	79-3552
郡上森林組合明宝出張所	明宝二間手606-1	87-2301
郡上森林組合和良出張所	和良町沢882	77-2015
郡上市商工会	八幡町島谷130-1	66-2311
郡上市商工会八幡出張所	八幡町島谷130-1	67-1565
郡上市商工会大和出張所	大和町徳永585	88-2909
郡上市商工会白鳥出張所	白鳥町白鳥38-1	82-3153
郡上市商工会高鷺出張所	高鷺町大鷺2349-1	72-5118
郡上市商工会美並出張所	美並町白山725-3	79-3473
郡上市商工会明宝出張所	明宝二間手606-1	87-2510
郡上市商工会和良出張所	和良町沢882	77-2321
郡上市観光連盟	八幡町島谷228	67-1121
郡上八幡観光協会	八幡町島谷520-1	67-0002
大和観光協会	大和町徳永585	88-2211
白鳥観光協会	白鳥町向小駄良717-1	82-5900
高鷺観光協会	高鷺町鮎立3328-1	72-5000
美並観光協会	美並町白山725-3	79-3111
明宝観光協会	明宝大谷1015	87-2844
和良観光協会	和良町沢882	77-2214
郡上建設業協会	八幡町殿町18-1	65-4300
郡上漁業協同組合	八幡町有坂1238	65-2562
石徹白漁業協同組合	白鳥町石徹白39-5-1	86-3001
和良漁業協同組合	和良町沢997-1	77-2271

11 その他の公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
郡上市社会福祉協議会	大和町徳永585	88-9988

1－2 郡上市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、郡上市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月24日から施行する。

1－3 郡上市国民保護対策本部及び郡上市緊急対処事態対策本部条例

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、郡上市国民保護対策本部及び郡上市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 郡上市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、郡上市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を召集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

5 部長に事故があるときは、部に属する本部員又は本部の職員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（現地対策本部）

第5条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

（準用）

第7条 第2条から前条までの規定は、郡上市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成18年3月24日から施行する。

1－4 動員体制（武力攻撃事態・緊急処理事態）

体制	基 準	配 備 対 応 課 等		摘 要
		本 所 (本 部)	振興事務所 (支 部)	
情報収集体制	国外での重大テロの発生や国際情勢の緊迫等により、国や県が情報収集体制や警戒体制を強化するなどの措置を講ずる事態に至った場合で、市長が本市としても情報収集体制を強化する必要があると認めたとき。	①総務課	①振興課	
警戒体制	郡上市国民保護警戒本部・支部体制 国による武力攻撃事態等の事態認定がされ、県内の本市以外の市町村が対策本部を設置すべき指定の通知を受けたとき。又は、本市にも影響が及ぶ可能性のある県外の市町村が対策本部設置通知を受けたとき。 その他、市長が警戒体制の必要があると認めたとき。	①全ての部長 ②全ての班長 ③本部連絡員 ④班長が指名する班員 ※本部長は副市長 ※副本部長は教育長	①全ての班長 ②支部連絡員 ③班長が指名する班員 ※支部長は振興事務所長 ※副支部長は振興事務所副所長	①本所に警戒本部を振興事務所に警戒支部を自動設置 ※市警戒本部を設置した旨を県に連絡。 ②班の要員については、班長が必要と認める職員
非常体制	郡上市国民保護対策本部・支部体制 国による武力攻撃事態等の事態認定がされ、本市が対策本部を設置すべき指定の通知を受けたとき。	①全ての部長 ②全ての班長 ③本部連絡員 ④班長が指名する班員 ⑤上記以外の班員については、居住地の支部へ派遣する	①全ての職員 (部・班)	①本所に対策本部を振興事務所に対策支部を設置 ②支部長の指示により支所を開設することができる

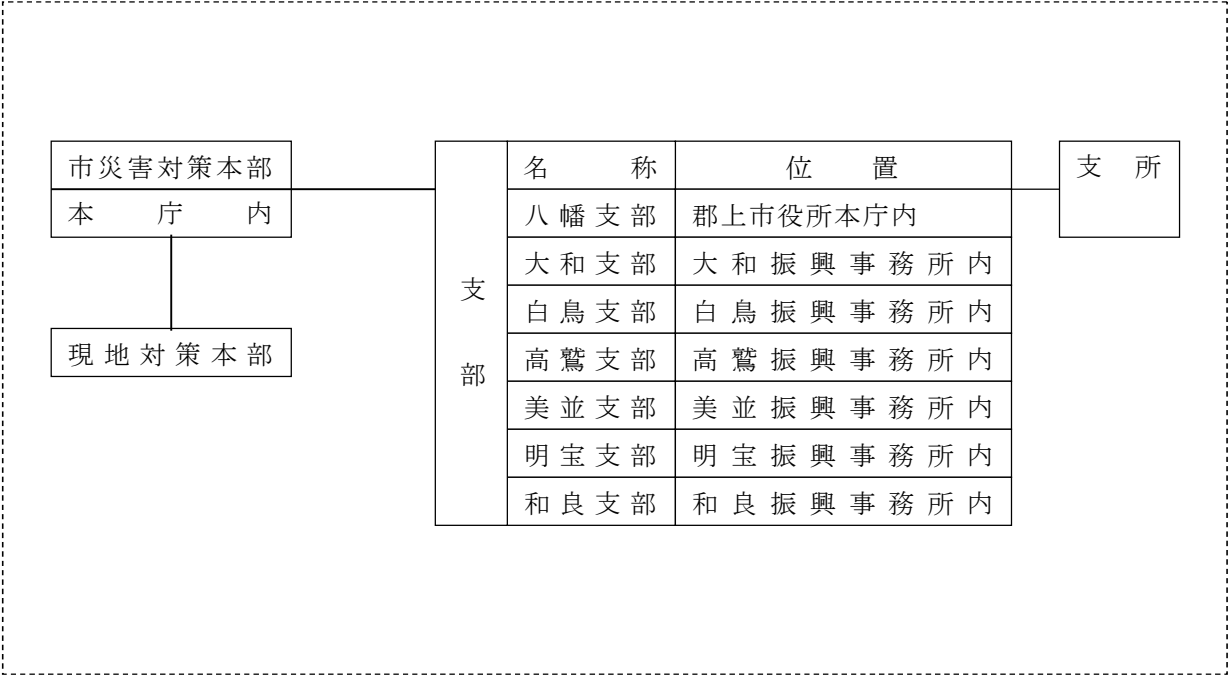
注：市内で多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の被害が発生した場合は、直ちに地域防災計画に基づく「郡上市災害対策本・支部」を設置して初動対応を行うが、事後に国が事態認定を行い、本県が国民保護対策本部設置の通知を受けた場合は、速やかに「郡上市国民保護対策本部・支部」に移行する。

1－5 市対策本部の構成・組織・事務分担等

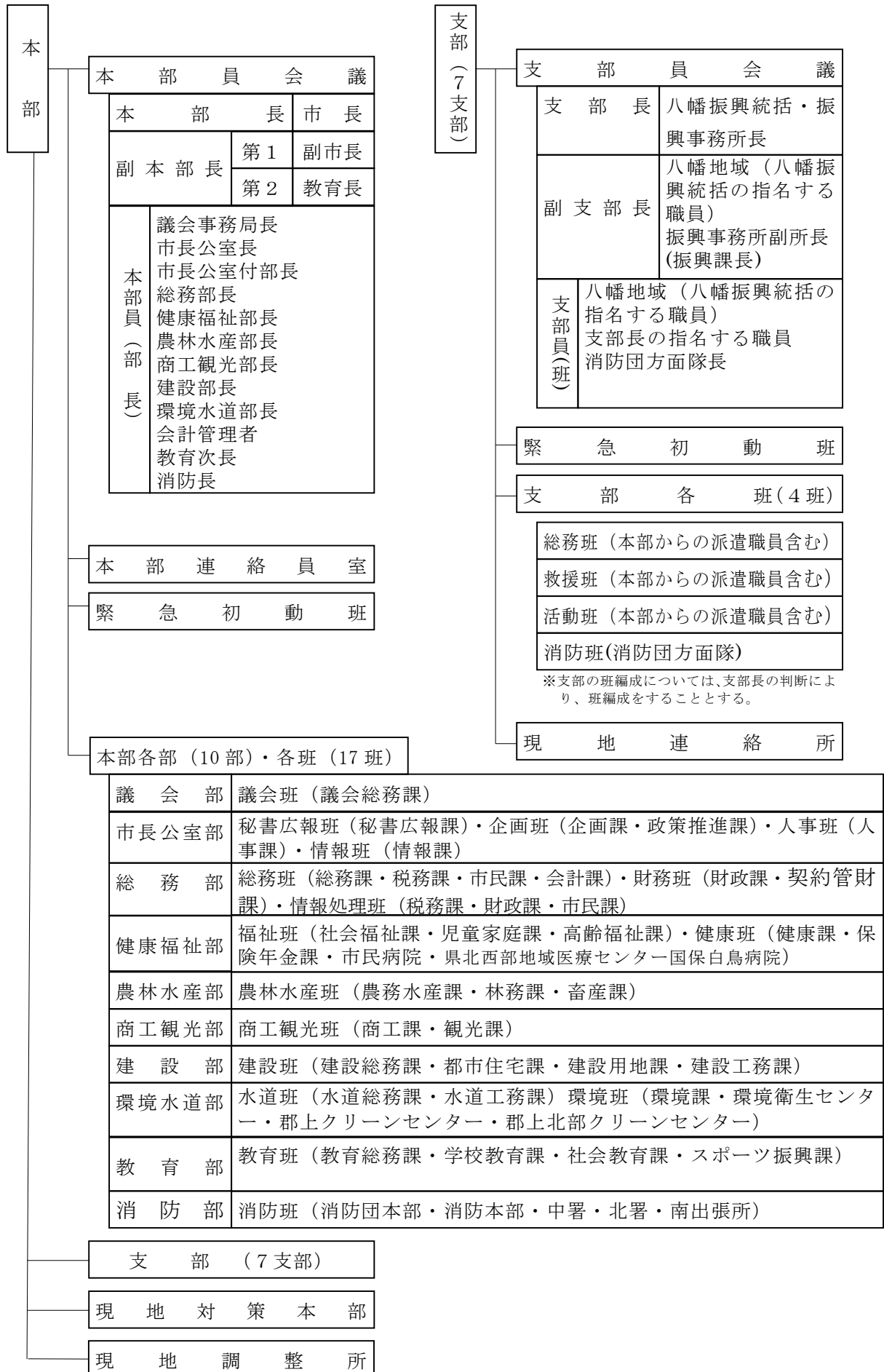
対策本部の組織は、国民保護法第28条と同法第31条に基づく郡上市国民保護対策本部及び郡上市緊急対処事態対策本部条例並びに次に定めるところによるものとする。

1 構 成

市対策本部の構成は、市災害対策本部の構成に準じたものとする。



2 組 織



3 組織及び任務分担

各組織の任務分担等は、次によるものとする。

ア 本部長

本部長は、対策本部の事務を総括し、本部員及びその他の職員を指揮監督する。

イ 副本部長

対策副本部長（副市長・教育長）は、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

ウ 市本部の組織及び分担任務

- (7) 市本部に部及び班を設け、部に部長・副部長を、班に班長・副班長を置く。
- (4) 部長は、本部長の命を受け部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮監督する。
- (5) 副部長は、部長があらかじめ指定する職にあるものをもって充てる。
- (2) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代行する。部長及び副部長ともに事故があるときは、その属する部の班長のうち、あらかじめ部長が指名する者が、その職務を代行する。
- (3) 班長は、当該班の所属事項について、部長、副部長を補佐するとともに上司の命を受けて応急対策の処理に当たる。
- (6) 副班長は、班長があらかじめ指定する職にあるものをもって充てる。
- (8) 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (7) 班長の属する課等の職員は、班員となり上司の命を受けて応急対策に当たる。
- (7) 本部の各部及び各班の組織・任務分担は、下表のとおりとする。

対策本部の各部・各班分担任務表

部 名 ●部 長	班 名 ●班 長	分 担 任 務
議会部 ●議会事務局長	議会班 ●議会総務課長 (議会総務課)	1 市議会議員との連絡調整に関すること。 2 国民保護対策時の災害見舞及び視察者等の対応に関すること。
市長公室部 ●市長公室長 (副部長) ●市長公室付 部長	秘書広報班 ●秘書広報課長 (秘書広報課)	1 本部長の秘書に関すること。 2 被害状況等の撮影及び記録に関すること。 3 防災行政無線及びホームページによる広報に関すること。 4 報道発表及び報道機関の対応に関すること。 5 災害見舞及び視察者等の対応に関すること。 6 国際交流協会との連絡調整に関すること。
	企画班 ●企画課長 (企画課・政策 推進課)	1 災害復旧計画に関すること。 2 他班の実施事項の応援に関すること。 3 公共交通機関との連絡調整に関すること。
	人事班 ●人事課長 (人事課)	1 国民保護業務従事職員の把握に関すること。 2 職員の公務災害に関すること。 3 被災職員等の災害見舞金の支給に関すること。 4 他班の実施事項の応援に関すること。
	情報班 ●情報課長 (情報課)	1 国民保護情報の収集及び広報に関すること。 2 ケーブルテレビ施設の国民保護対策に関すること。 3 電気・通信の国民保護対策に関すること。

総務部 ●総務部長	総務班 ●総務課長 (総務課・税務課・市民課・会計課)	1 国民保護対策全般に関すること。 2 配備体制その他国民保護対策本部の命令、指示事項等の伝達 3 各部、各支部、県本部及び関係機関等との連絡調整に関すること。 4 気象等の伝達に関すること。 5 避難の勧告・指示に関すること。 6 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 7 国民保護関係文書の受理及び発送に関すること。 8 各支部との人員調整に関すること。 9 本部職員の動員及び配備に関すること。 10 被害情報のとりまとめに関すること。 11 防災行政無線の管理及び運用に関すること。 12 市以外の関係機関に対する動員の要請に関すること。 13 国民保護対策時における総合窓口に関すること。 14 固定資産等の被害調査に関すること。 15 り災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。 16 国民保護経費の執行と物品の出納に関すること。 17 遺体の処理及び火葬に関すること 18 在住外国人の対策に関すること 19 り災者に対する印鑑登録手帳の再交付及び手数料の免除に関すること
	情報処理班 ●税務課長 (税務課・財政課・市民課)	1 国民保護情報の収集および報告に関すること 2 各部・支部からの被害情報の集約、報告に関すること 3 被害情報システムの入力・報告に関すること 4 市民からの被害情報及び問い合わせ対応に関すること 5 安否情報の対応、とりまとめに関すること
	財務班 ●契約管財課長 (契約管財課・財政課)	1 国民保護の予算及び財政の運営に関すること。 2 国民保護対策の輸送計画及び車両の確保に関すること。 3 市有財産の被害調査及び国民保護対策に関すること。 4 市有車両の国民保護対策のための使用に関すること。 5 庁舎の国民保護対策及び電源等の確保に関すること。
健康福祉部 ●健康福祉部長	福祉班 ●社会福祉課長 (社会福祉課・児童家庭課・高齢福祉課)	1 災害救助法全般に関すること。 2 社会福祉関係施設の国民保護対策に関すること。 3 社会福祉協議会、日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 4 災害ボランティアに関すること。 5 家屋等の被害調査に関すること。 6 り災証明書の発行に関すること。 7 被災者生活再建支援に関すること。 8 国民保護救助物資及び義援金品の募集・受入・配分に関すること。 9 災害見舞金・災害弔慰金等の支給、国民保護援助資金等の貸付に関すること。 10 被災による生活困窮者に関すること。 11 要配慮者に対する支援及び避難誘導に関すること。 12 避難所の開設及び管理に関すること。 13 被災児童の保護に関すること。 14 り災者に対する保険料及び利用者負担等の減免に関すること。 15 民生委員及び児童委員との連絡調整に関すること。 16 国民保護対策における炊き出しに関すること。 17 その他健康福祉全般の国民保護対策に関すること。
	健康班 ●健康課長 (健康課・保険年金課・病院・地域医療センター)	1 国民保護対策の医療及び助産に関すること。 2 国民保護対策用医薬品等の調達に関すること。 3 国民保護対策における食品衛生に関すること。 4 国民保護対策における感染症予防等に関すること。 5 医療機関との連絡調整及び国民保護対策に関すること。 6 医師会との連絡調整に関すること。 7 保健所との連絡調整に関すること。 8 保健衛生施設の国民保護対策に関すること。 9 り災者に対する心身ケアの相談及び診察等に関すること。 10 その他保健衛生全般の国民保護対策に関すること。

農林水産部 ●農林水産部長	農林水産班 ●農務水産課長 (農務水産課・ 林務課・畜産課)	1 国民保護対策用主要食糧の調達に関すること。 2 農業関係の国民保護対策に関すること。 3 林業関係の国民保護対策に関すること。 4 水産業関係の国民保護対策に関すること。 5 国民保護対策時における農業技術の指導普及に関すること。 6 被災農林水産業者に対する融資に関すること。 7 国民保護対策時における病虫害の発生予察及び防除に関すること。 8 畜産関係の国民保護対策に関すること。 9 被災畜産業者に対する融資に関すること。 10 農業協同組合、農業共済組合及び農事改良組合との連絡調整に関すること。 11 森林組合との連絡調整に関すること。 12 その他農林水産及び畜産業全般の国民保護対策に関すること。
商工観光部 ●商工観光部長	商工観光班 ●商工課長 (商工課・観光課)	1 商工観光業者の国民保護対策に関すること。 2 被災商工観光業者の融資等に関すること。 3 国民保護対策時における観光客等への情報提供及び避難誘導等に関すること。 4 観光施設の国民保護対策に関すること。 5 生活必需品及び燃料等の確保に関すること。 6 商工会との連絡調整に関すること。 7 観光協会との連絡調整に関すること。 8 その他商工観光全般の国民保護対策に関すること。
建設部 ●建設部長	建設班 ●建設総務課長 (建設総務課・ 都市住宅課・建設 用地課・建設 工務課)	1 道路、橋梁及び河川等土木施設の国民保護対策に関すること。 2 農地、農業用施設の国民保護対策に関すること。 3 林道、治山施設等の国民保護対策に関すること。 4 交通不能箇所の調査及び交通規制等国民保護対策に関すること。 5 応急対策資材の収集及び輸送に関すること。 6 応急仮設住宅に関すること。 7 市営住宅の国民保護対策に関すること。 8 水防に関すること。 9 震災建築物応急危険度判定業務に関すること。 10 建設業協会及び建設業者等との連絡調整に関すること。 11 その他土木施設全般の国民保護対策に関すること。
環境水道部 ●環境水道部長	水道班 ●水道総務課長 (水道総務課・ 水道工務課)	1 上下水道施設の国民保護対策に関すること。 2 上下水道指定工事店・下水道維持管理業者等との連絡調整に関すること。 3 国民保護対策時の飲料水供給に関すること。 4 り災者に対する上下水道使用料の減免に関すること。 5 その他上下水道全般の国民保護対策に関すること。
	環境班 ●環境課長 (環境課・環境 衛生センター・ 郡上クリーンセ ンター・郡上北 部クリーンセン ター)	1 被災地の防疫に関すること。 2 国民保護対策時における清掃及び清掃施設に関すること。 3 国民保護対策時におけるゴミ処理、廃棄物処理及びし尿処理に関すること。 4 住宅応急処置についての協力に関すること。 5 避難所開設の協力に関すること。 6 ごみ収集業者等との連絡調整に関すること。 7 国民保護対策時における環境衛生の確保に関すること。 8 国民保護対策時におけるトイレ対策に関すること。 9 り災者に対する一般廃棄物手数料の減免に関すること。 10 その他環境衛生全般の国民保護対策に関すること。
教育部 ●教育次長	教育班 ●教育総務課長 (教育総務課・ 学校教育課・社 会教育課・スポ ーツ振興課・国 体推進室)	1 教育関係の国民保護全般に関すること。 2 教育部内の連絡調整に関すること。 3 教育義援金品の配布に関すること。 4 児童・生徒の避難等の対策に関すること。 5 学校、教育施設との連絡調整及び国民保護対策に関すること。 6 国民保護対策時の授業その他の対策に関すること。 7 被災児童・生徒の学用品及び教科書対策に関すること。 8 教育施設の避難所の開設及び管理に関すること。 9 社会教育関係施設の国民保護対策に関すること。 10 文化財の国民保護対策に関すること。

		11 スポーツ施設の国民保護対策に関すること。 12 学校給食センターでの炊き出しに関すること。 13 り災者に対する学校給食費の減免に関すること。 14 り災者に対する幼稚園保育料の減免に関すること。
消防部 ●消防長 ●消防団長	消防班 ●消防総務課長 （消防団本部・ 消防本部・中署 ・北署・南所・ 東所）	1 消防活動全般に関すること。 2 水防活動全般に関すること。 3 り災者の救助その他応急対策活動に関すること。 4 消防本部及び消防署における体制に関すること。 5 消防団の活動の把握及び指示に関すること。 6 他消防機関との連絡調整に関すること。 7 被災者の捜索及び救出に関すること。 8 避難住民の誘導に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。 10 緊急消防援助隊の応援要請に関すること。
緊急初動班	※本部長が指名する班員	1 本部の設置準備 2 国民保護情報の収集及び報告に関すること。 3 支部及び関係機関との連絡調整に関すること。

エ 市支部の組織及び分担任務

- (ア) 市支部にあっては、八幡支部は八幡防災センター、他 6 支部は各振興事務所に置き、地域振興事務所所管地域における応急対策の円滑な処理に当たるものとする。
- (イ) 支部長は、八幡支部は総務部付部長兼八幡振興統括、他 6 支部は振興事務所長をもって充て、振興事務所に勤務する職員及び派遣職員は、支部員となるものとする。
- (ウ) 支部長は、支部員と協議して支部における対策に関する事務の円滑な処理と本部との連絡調整に当たるものとする。
- (エ) 副支部長は、八幡支部は支部長の指名する職員、他は振興事務所副所長（振興課長）をもって充てる。
- (オ) 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故があるときはその職務を代行する。
- (カ) 支部に班を設け、班に班長及び副班長を置く。
- (キ) 班長は、当該の所掌する応急対策の処理に当たるものとする。
- (ク) 副班長は、班長があらかじめ指定する職にあるものをもって充てる。
- (ケ) 副班長は、班長を補佐し班長に事故があるときはその職務を代行する。
- (コ) 班長の属する機関の職員は、班員となり上司の命を受けて応急対策の処理に当たるものとする。
- (サ) 班長は必要に応じて係等の組織を置くことができる。
- (シ) 支部の班別の分担任務は、下表のとおりとする。ただし、支部長の判断により、組織を変更することができることとする。

支部の班別の分担任務表

班 名	◎班 長 ○副班長 ・班 員	任 務 分 担
総務班	◎振興課長 ○課長が指名する職員 ・振興課職員 ・本部からの派遣職員 ※八幡地域においては支部長が指名する職員を班長と	1 振興事務所内（八幡地域においては八幡町管内）における国民保護 応急対策の円滑な処理に関すること。 2 国民保護情報の収集及び報告に関すること。 3 気象情報の収集に関すること。 4 避難の勧告・指示に関すること。 5 防災行政無線の管理及び運用に関すること。 6 国民保護対策時の車両の確保に関すること。 7 市有財産の被害調査及び国民保護対策に関すること。 8 市有車両の国民保護対策のための使用に関すること。 9 庁舎の国民保護対策に関すること。

	する。	10 振興事務所（八幡地域においては八幡担当 4 班）の動員及び配備に関すること。 11 本部との人員調整に関すること。 12 被害状況等の撮影及び記録に関すること。 13 国民保護関係の広報及び掲示掲載に関すること。 14 ケーブルテレビ施設の国民保護対策に関すること。 15 電気・通信の国民保護対策に関すること。 16 国民保護対策時におけるゴミ処理に関すること。 17 遺体の処理及び火葬に関すること。 18 避難所開設の協力に関すること。 19 支部の設置及び解散に関すること。 20 連絡所の設置及び解散に関すること。 21 本部、各班及び関係機関との連絡調整に関すること。 22 自治会等との連絡調整に関すること。 23 消防団方面隊との連絡調整に関すること。 24 国民保護対策時の総合窓口に関すること。 25 振興事務所（八幡地域においては八幡 4 班）の他の班に属さない事項に関すること。
救援班	◎支部長の指名する職員 ○班長が指名する職員 ・振興課職員（健康福祉担当） ・本部からの派遣職員 ※八幡地域においては支部長が指名する職員を班長とする。	1 社会福祉関係施設の国民保護対策に関すること。 2 民生委員及び児童委員との連絡調整に関すること。 3 要配慮者等への情報提供及び避難誘導に関すること。 4 避難所の開設及び管理に関すること。 5 保育園児の避難等安全確保に関すること。 6 保育園施設等の国民保護対策に関すること。 7 医療関係施設の国民保護対策に関すること。 8 国民保護対策時における炊き出しに関すること。 9 教育関係施設の国民保護対策に関すること。 10 児童・生徒の避難等の対策に関すること。
活動班	◎支部長が指名する職員 ○班長が指名する職員 ・振興課職員 ・本部からの派遣職員 ※八幡地域においては支部長が指名する職員を班長とする。	1 国民保護対策用主要食糧の調達に関すること。 2 農業関係の国民保護対策に関すること。 3 林業関係の国民保護対策に関すること。 4 水産業関係の国民保護対策に関すること。 5 商工観光業者の国民保護対策に関すること。 6 国民保護対策時における観光客等への情報提供及び避難誘導に関すること。 7 観光施設の国民保護対策に関すること。 8 畜産関係の国民保護対策に関すること。 9 道路、橋梁及び河川等土木施設の国民保護対策に関すること。 10 農地、農業用施設の国民保護対策に関すること。 11 林道、治山施設等の国民保護対策に関すること。 12 交通不能箇所の調査及び交通規制等国民保護対策に関すること。 13 応急対策資材の収集及び輸送に関すること。 14 水防に関すること。 15 水道施設の国民保護対策に関すること。 16 下水道施設の国民保護対策に関すること。
消防班	◎消防団方面隊長 ○消防団副方面隊長	1 消防活動全般に関すること。 2 水防活動全般に関すること。 3 り災者の救助その他応急対策活動に関すること。 4 消防団方面隊の体制に関すること。 5 消防団方面隊の活動の把握及び指示に関すること。 6 消防団本部及び他消防団方面隊との連絡調整に関すること。 7 被災者の捜索及び救出に関すること。 8 避難住民の誘導に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。
緊急初動班	※支部長が指名する班員	1 支部の設置準備 2 国民保護情報の収集及び報告に関すること。 3 本部及び関係機関との連絡調整に関すること。

オ 本部・支部員会議

- (7) 本部員会議は、本部長、副本部長、各部長、会計管理者、教育次長、消防長及び消防団長をもって組織する。
- (4) 支部員会議は、支部長、副支部長及び各班長、消防団方面隊長をもって組織する。また、支部長の判断により、社会福祉施設等の長を必要に応じ、支部員に加えることとする。
- (5) 対策本部・支部に係る国民保護応急対策の基本的な事項を協議するとともに、国民保護対策の総合的な調整とその実施の推進に当たるものとする。

カ 本部連絡員室

- (7) 連絡員室は国民保護対策について、各部各班及び支部との連絡調整等に当たるものとする。
- (4) 本部員会議の庶務等に関する事務の処理に当たるものとする。
- (5) 連絡員室は国民保護対策時における各機関の情報交換、連絡調整に当たるものとする。
- (2) 連絡員室に室長を置き、総務課長の職にある者とする。
- (4) 本部連絡員は総務課職員をもって充てる。

キ 現地対策本部

- (7) 現地対策本部は、市本部長が国民保護の規模、程度等により必要があると認めるときに設置される。
- (4) 現地対策本部に現地対策本部長及び若干の現地対策本部員を置き、現地対策本部長は、その都度市本部長が任命し、現地対策本部員は、現地対策本部長の要請によりその都度、関係班の長が所属の職員から指名する。
- (7) 現地国民対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。
- (2) 現地対策本部員は、現地対策本部長を補佐し、現地における国民保護対策の推進に当たる。
- (4) 現地対策本部は、必要に応じ、被災地に近いところに設置し、学校、公民館等公共の施設等を利用するものとする。この場合できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とするものとする。

ク 緊急初動班

- (7) 大規模事故等の災害時において、市本部長が必要と判断したときに、緊急初動班を設置する。
- (4) 緊急初動班の班員は、庁舎から徒歩又は自転車で 20 分以内の地に居住又は住所を有する職員とし、主に消防団員及び消防団員OBの中から、本部においては総務部長、支部においては地域振興事務所長があらかじめ指名しておく。
- (7) 緊急初動班員に指名された職員は、参集後直ちにあらかじめ与えられた任務に就くものとする。

ケ 現地連絡所

- (7) 支部から遠隔の地である場合又は、道路通行規制等により孤立が予想される場合に支部長がその必要を認めた地域において、あらかじめ支部長が定めた施設に現地連絡所を置くものとする。
- (4) 所員は、支部長が市の職員のうちから当該地域に居住又は、住所を有する若干名の職員をあらかじめ指名し、道路通行規制の実施が予想される等の場合において派遣することができることとする。

コ 現地調整所

- (7) 本部長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）

の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置する。

- (イ) 関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。
- (ウ) 所員は、総務課職員をもって充てる。指名された職員は、直ちにあらかじめ与えられた任務に就くものとする。

2 市の地理的、社会的特長に関する資料

2-1 月別平均気温（2021 年）

単位：℃

観測地点	平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
八幡	13.3	0.8	3.3	8.6	11.8	16.2	20.9	24.8	24.7	21.2	15.9	8.3	3.5
長滝	12.0	-0.2	1.6	7.0	10.5	14.7	19.2	23.3	23.1	19.9	14.9	7.6	2.6

（資料：気象庁ホームページ気象統計情報）

2-2 月別降水量（2021 年）

単位：mm

観測地点	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
八幡	3,194.0	130.5	94.5	329.0	293.0	411.0	242.5	331.0	791.0	280.0	44.0	103.5	144.0
長滝	3,869.0	232.0	197.0	293.0	335.0	443.0	286.5	510.0	755.0	319.5	46.0	189.0	273.0

（資料：気象庁ホームページ気象統計情報）

2-3 土地利用状況

（単位：ha、％）

種別	面積（ha）	構成（％）
農用地	2,880	2.8
森林	91,806	89.1
原野	13	0.0
水面・河川・水路	1,167	1.1
道路	2,274	2.2
宅地	1,352	1.3
その他	3,583	3.5
合計	103,075	100.0

（資料：岐阜県都市政策課「令和元年度土地利用区分別面積」）

2-4 阿多岐ダムの概要

所在	郡上市白鳥町中西
型式	重力式コンクリート
堤高	71.4m
堤頂長	200m
堤体積	195 千m ³
流域面積	14ha
総貯水容量	2,550 千m ³
有効貯水容量	2,050 千m ³

2-5 観光地点別観光客数（延べ人数）

地点名	計（単位：人）	地点名	計（単位：人）
釜ヶ滝	37,499	鍾乳洞	150,057
N. A. O. 明野高原キャンプ場	29,718	ホワイトピアたかす	94,542
郡上高原スキー場	18,725	日本まん真ん中温泉子宝の湯	104,246
観光ヤナ	19,640	ウイングヒルズ白鳥リゾート	139,012
道の駅「大日岳」	59,008	やまと温泉「やすらぎ館」	179,655
阿弥陀ヶ滝	39,559	ダイナランド	198,859
自然体験施設	40,460	めいほうスキー場	185,594
天然鷺ヶ岳温泉	37,615	道の駅 明宝	324,260
めいほう高原	49,674	牧歌の里	236,864
しらおスキー場	18,263	道の駅 古今伝授の里やまと	332,935
ひるがの高原スキー場	90,416	鷺ヶ岳スキー場	233,663
ひるがの高原	128,396	道の駅 美並	273,658
ダイナランドゆり園	36,576	高鷺スノーパーク	273,968
食品サンプル製作体験	86,048	郡上八幡	375,281
美人の湯しろとり	52,813	道の駅 白鳥	119,749
スノーウェアパーク白鳥高原	60,524	ラフティング	18,679
ドライブイン大滝苑	40,177	古今伝授の里フィールドミュージアム	22,404
湯の平温泉	83,749	アウトドアイン母袋	0
味の里奥美濃しろとり	34,859	ひるがの高原キャンプ場	0
道の駅 白尾ふれあいパーク	54,427	ふたこえ温泉	26,918
満天の湯	80,166	桂昌寺ぼたん園	9,800
道の駅清流の里しろとり	204,469	デイリー郡上カントリークラブ	20,056
道の駅 和良	181,464	鷺ヶ岳高原ゴルフ倶楽部	16,231
郡上温泉 宝泉	57,158	美並ロイヤルカントリークラブ	0
釣り	79,994	コキアパーク	50,680
明宝温泉「湯星館」	81,308	母袋スキー場	0
牧歌の里温泉「牧華」	84,425		
		合計	5,174,241

（資料：平成 29 年度岐阜県観光入込客統計調査）

2－6 郡上市水道施設整備状況

(令和4年3月31日現在)

番号	給水区域名	1 日最大 給水量 (m³/日)	計画 給水 人口	現 在 給 水	
				戸 数	人 口
1	八幡上水給水区	17, 903	35, 209	2, 959	7, 005
2	八幡南部給水区			431	1, 246
3	美山給水区			96	235
4	安久田給水区			22	49
5	初音給水区			60	185
6	市島給水区			437	1, 241
7	入間給水区			30	79
8	夕谷給水区			48	117
9	小那比給水区			93	179
10	有穂給水区			89	268
11	河鹿給水区			32	84
12	野々倉給水区			9	11
13	奥新宮給水区			11	23
14	開笹給水区			6	11
15	口新宮給水区			3	14
16	大和中央給水区			1, 351	4, 120
17	大和北給水区			143	417
18	大和東給水区			132	368
19	白鳥上水給水区			1, 617	4, 623
20	石徹白給水区			77	175
21	白鳥北部給水区			198	557
22	白鳥東部給水区			607	1, 752
23	二日町給水区			161	508
24	向小駄良給水区			159	452
25	高鷲南部給水区			402	1, 213
26	切立給水区			67	178
27	高鷲北部給水区			290	817
28	鷲見給水区			73	239
29	美並北部給水区			270	811
30	美並中部給水区			663	2, 001
31	美並南部給水区			117	369
32	美並木尾給水区			50	154
33	梅原給水区			19	52
34	畑佐給水区			143	374
35	二間手給水区			209	645
36	小川給水区			42	123
37	寒水給水区			64	201
38	和良給水区			557	1, 423
39	田平給水区			16	36
40	厚波給水区			3	4
計				11, 756	32, 359

2-7 危険物製造所等地区別設置状況

(令和4年4月1日現在)

区分 地域	製造所	貯蔵所								取扱所				合計	危険物事業所
		屋内	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	簡易 タンク	移動 タンク	屋内 外	小計	給油	販売	一般	小計		
八幡		5	14	2	21		9	1	52	14	1	13	28	80	49
大和	1	8	3	1	13		10	4	36	8		8	16	52	28
白鳥		8	3	4	25		11		51	14		8	22	73	41
高鷺			4	3	32	3	15		57	14		15	29	86	27
美並		3	2	2	7		5		19	3		3	6	25	12
明宝			2		8		5		15	5		2	7	22	7
和良		2	1	1	2				6	1		1	2	8	5
合計	1	26	29	13	108	3	55	1	236	59	1	50	110	346	169

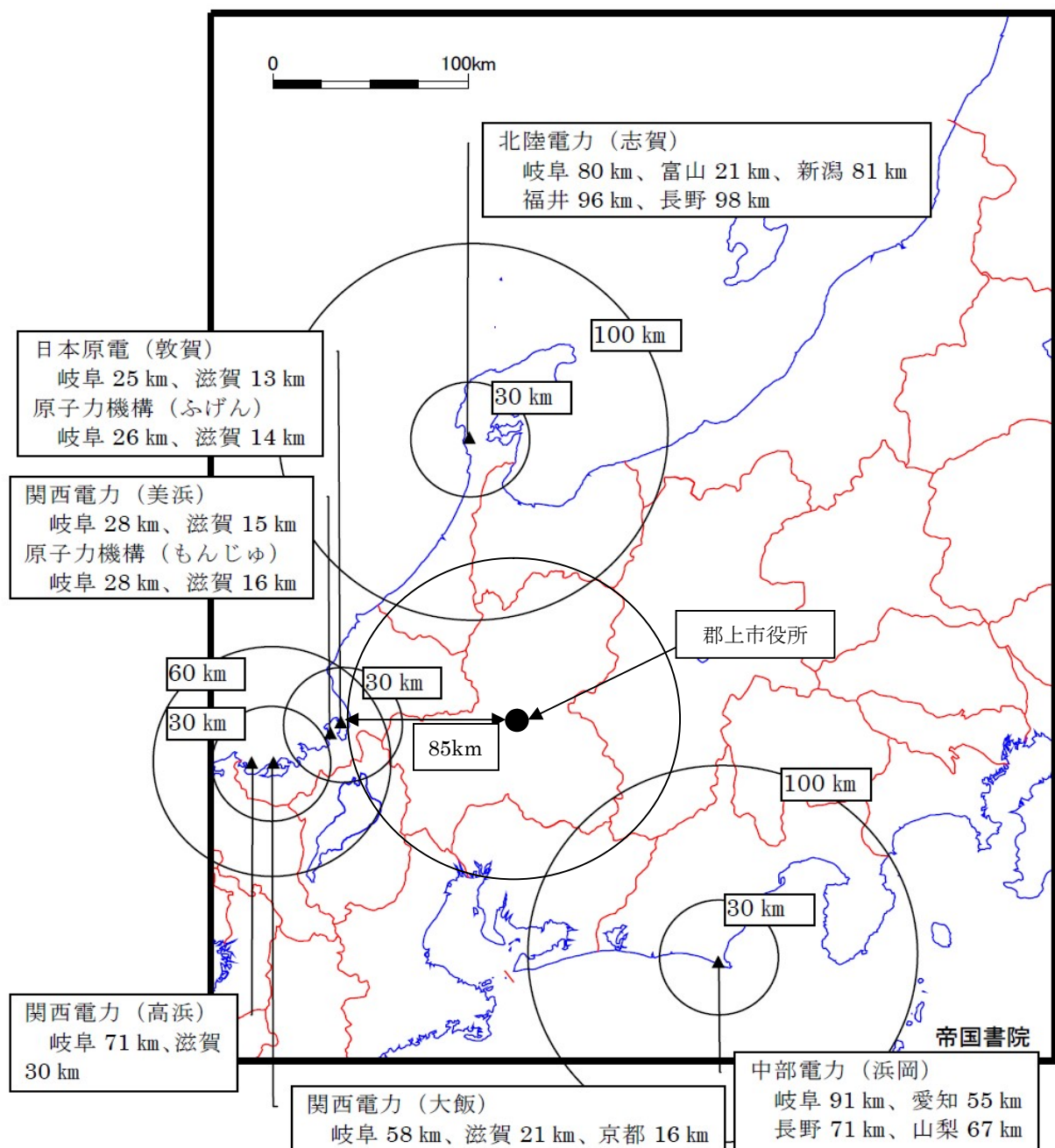
(資料：郡上市消防本部 消防年報)

2-8 隣接県の原子力事業所

(平成26年4月1日現在)

発電所名	型式	所在地	距離 (km)	最大出力 (万 kw)	運転開始年月	所属
【原子力事業所】						
敦賀1号	BWR	福井県敦賀市明神町	約 85	35.7	S45年 3月	日本原子力発電株式会社
2号	PWR	〃	〃	116	S62年 2月	〃
美浜1号	〃	福井県美浜郡三方町丹生	約 90	34	S45年 11月	関西電力株式会社
2号	〃	〃	〃	50	S47年 7月	〃
3号	〃	〃	〃	82.6	S51年 12月	〃
大飯1号	〃	福井県大飯郡おおい町大島	約 121	117.5	S54年 3月	〃
2号	〃	〃	〃	〃	S54年 12月	〃
3号	〃	〃	〃	118	H3年 12月	〃
4号	〃	〃	〃	〃	H5年 2月	〃
高浜1号	〃	福井県大飯郡高浜田ノ浦	約 134	82.6	S49年 11月	〃
2号	〃	〃	〃	〃	S50年 11月	〃
3号	〃	〃	〃	87	S60年 1月	〃
4号	〃	〃	〃	〃	S60年 6月	〃
浜岡1号	BWR	静岡県御前崎市佐倉	約 165	54	S51年 3月 (運転終了H21年1月)	中部電力株式会社
2号	〃	〃	〃	84	S53年 11月	〃

					(運転終了H21年1月)	
3号	〃	〃	〃	110	S62年8月	〃
4号	〃	〃	〃	113.7	H5年9月	〃
5号	ABWR	〃	〃	138	H17年1月	〃
志賀1号	BWR	石川県羽咋郡志賀町赤住	約147	54	H5年7月	北陸電力株式会社
2号	ABWR	〃	〃	120.6	H18年3月	〃
【高速増殖原型炉及び廃止措置研究センター】						
もんじゅ (高速増殖原型炉)	高速増殖炉	福井県敦賀市白木	約88	28.0	S60年6月	独立行政法人日本原子力研究開発機構
ふげん (原子炉廃止措置研究開発センター)	新型転換炉	福井県敦賀市明神町	約86	16.5	S54年3月 (運転終了H15年3月)	〃



3 輸送に関する資料

3-1 鉄 道

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

番号	事業者名	路線名	路線区間	延長 距離	住所・電話番号
1	長 良 川 鉄 道	越 美 南 線	北 濃 ～ 母 野	46.064	関市元重町74番地の1 TEL(0575)23-3921

3-2 バ ス

(令和 3 年 11 月 1 日現在)

番号	事業者名	路線名	路線区間	延長 距離	住 所 連絡先
1	郡 上 市	郡 上 八 幡 コミュニティバス	八 幡 町 市 街 地 巡 回 赤 ル ー ト	13.7	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
2	郡 上 市	郡 上 八 幡 コミュニティバス	八 幡 町 市 街 地 巡 回 青 ル ー ト	13.5	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
3	郡 上 市	相 生 線	宇留良～郡上市役所	18.9	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
4	郡 上 市	小 駄 良 線	戒 仏 ～ 郡 上 高 校 前	12.4	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
5	郡 上 市	栗 巢 ・ 古 道 線	北切～大和生涯学習センター	19.4	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
6	郡 上 市	神 路 線	上神路～大和生涯学習センター	15.1	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
7	郡 上 市	落 部 ・ 場 皿 線	中坪～大和生涯学習センター	14.6	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
8	郡 上 市	大間見・小間見線	清浄寺～大和生涯学習センター	17.2	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
9	郡 上 市	鷺 見 線	正ヶ洞 ～ ひ る が の	21.0	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
10	郡 上 市	鮎 立 線	正ヶ洞～湯の平温泉前	23.3	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
			正ヶ洞～高鷺庁舎前	24.3	
				20.0	
11	郡 上 市	美 並 北 ル ー ト	美 並 町 地 域 内 巡 回	32.8	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
12	郡 上 市	美 並 南 ル ー ト	美 並 町 地 域 内 巡 回	27.3	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
13	郡 上 市	美 並 美 濃 線	さつき苑～美濃市サピー	21.0	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
14	郡 上 市	気 良 線	明 宝 地 内 巡 回	10.7	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
15	郡 上 市	寒 水 線	明 宝 中 前 ～ 見 座	8.5	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121

16	郡 上 市	小 川 線	明 宝 小 前 ～ 榎 谷 口	13.6	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
17	郡 上 市	土 京 線	根 本 ～ 診 療 所	18.5	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
18	郡 上 市	鹿 倉 線	四 軒 家 ～ 診 療 所	10.1	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
19	郡 上 市	田 平 ・ 美 山 線	和 良 町 内 巡 回	36.4	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
20	白鳥交通・高鷺タクシー	白鳥町テ'マント'バス	白 鳥 町 市 街 地 一 帯	—	八幡町島谷228 TEL (0575)67-1121
21	白 鳥 交 通	白鳥ひるがの線	鷺見病院前 ～ひるがのスキー場	25.2	白鳥町中津屋226-1 TEL (0575)82-5081
22	白 鳥 交 通	郡上八幡白鳥線	郡上八幡駅～美濃白鳥駅	26.2	白鳥町中津屋226-1 TEL (0575)82-5081
23	白 鳥 交 通	郡上八幡万場線	郡上八幡駅～美濃白鳥駅	24.7	白鳥町中津屋226-1 TEL (0575)82-5081
24	白 鳥 交 通	石徹白線テ'マント'バス	白 鳥 庁 舎 ～ 上 在 所	24.5	白鳥町中津屋226-1 TEL (0575)82-5081
25	八 幡 観 光 バ ス	明 宝 線	郡上八幡駅前～郡上明山	29.9	八幡町小野 487-1 TEL(0575)67-0577
26	八 幡 観 光 バ ス	和 良 線	郡上市民病院～祖師野上	37.8	八幡町小野 487-1 TEL(0575)67-0577

3-3 郡上市交通網図（自動車道・国道・鉄道）

